

# 議会運営委員会

令和4年11月22日午前9時00分から第一会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎木澤 正男  
大森恒太郎  
奥村 容子  
伴 議長

○溝部真紀子  
嶋田 善行

齋藤 文夫  
坂口 徹

## 2. 理事者出席者

総務部長 西巻 昭男

## 3. 会議の書記

議会事務局長 佐谷 容子      同 係 長 吉川 也子

## 4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 大森委員、嶋田委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名いたします。

会議録署名委員に、大森委員、嶋田委員のお二人を指名いたします。お二人には、よろしくお願ひします。

本日の議事日程は、お手元に配布していますレジメのとおりでございますので、レジメに沿って進めてまいります。

初めに、1. 協議事項、（1）令和4年第5回斑鳩町議会定例会についてを議題とします。

①会期日程については、9月21日開催の議会運営委員会で確認しました日程案のとおり、12月1日（木）から12月20日（火）までの20日間の会期日程で決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

令和4年第5回斑鳩町議会定例会は、12月1日から12月20日までの会期20日間ということで決定させていただきます。

次に、②付議予定議案等の取扱いについてを議題とします。

11月14日に12月議会上程予定案件について議員に資料が配布されましたが、その後、議案の内容が変更されたとお聞きしております。

総務部長より説明をお願いします。 西巻総務部長。

総務部長

おはようございます。

去る令和4年11月14日開催の議員懇談会でご説明申しあげました、令和4年第4回定例会提出予定議案において、一部取下げが生じる案件がございますので、貴重なお時間を頂戴いたしまして、ご説明いたします。

取下げ等が生じる案件は、提出予定議案の報告案件でございます（４）議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）及び（５）議会の委任による町長専決処分の報告について（令和４年度斑鳩町一般会計補正予算（第１０号））についてでございます。

これら報告案件は、令和４年５月１２日、大和郡山市において、職員が公用車を運転中に前方を走行中の乗用車に接触し損傷させた事故に伴う対人補償に係るもので、示談が整えば、議会の委任による町長専決処分として専決処分させていただく予定でしたが、本日までに示談が整っておらず、１１月２８日の議会招集告示を考慮いたしますと、１１月２４日（木）までに示談が整わない場合には、予定議案から取り下げさせていただくこととしております。また、この取り下げが生じた場合には、議案案件でございます（９）「令和４年度斑鳩町一般会計補正予算（第１１号）について」の補正号数を「第１１号」から「第１０号」に変更することとしております。

以上、説明とさせていただきます。これら案件につきまして、何とぞ、ご理解をたまわりまして、お取り計らいのほど、よろしくお願い申し上げます。

委員長 　　ただいま説明がありましたことについて、質疑、ご意見等があれば、お受けします。

（ な し ）

委員長 　　ただいま、総務部長にご説明していただきましたが、報告第２２号と２３号が上程されない場合は、１２月１日の全員協議会に総務部長が出席していただいで全協のほうで説明していただくということによろしいですか。

（ 異議なし ）

委員長 　　それでは、報告第２２号と２３号が上程されない場合は、全員協議会で総務部長に出席していただき説明をお願いします。

それでは、付議予定議案等の取扱いについて日程順に確認してまいりますので、議事日程と委員会付託表とをあわせてご覧ください。

まず、日程 1. 会議録署名議員の指名、日程 2. 会期の決定をします。

次に、日程 3 から日程 5 まで、閉会中の各常任委員会の審査の概要につきまして、各委員長から報告を受けることとします。

次に、日程 6. 発議第 7 号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、委員会付託を省略し、発議者の提案説明を受けたのち、初日の本会議で即決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。発議第 7 号については、委員会付託を省略し、初日の本会議でお諮りいただくこととします。日程 6 の終了後、町長提出議案を一括上程し、町長から総括提案説明を受け、その後、議事日程に従って議事を進めることとします。それでは、各議案の取り扱いについて、付託先などの確認をさせていただきます。

日程 7. 議案第 38 号 斑鳩町個人情報の保護に関する法律施行条例については、総務常任委員会に付託。日程 8. 議案第 39 号 斑鳩町個人情報保護審査会条例についても、総務常任委員会に付託。日程 9. 議案第 40 号 斑鳩町公文書の開示に関する条例の一部を改正する条例についても、総務常任委員会に付託。日程 10. 議案第 41 号 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例についても、総務常任委員会に付託。日程 11. 議案第 42 号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についても、総務常任委員会に付託。日程 12. 議案第 43 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についても、総務常任委員会に付託。日程 13. 議案第 44 号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例及び斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についても、総務常任委員会に付託。日程 14. 議案第 45 号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託。日程 15. 議案第 46 号 令和 4 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 11 号）については、総務常任委員会に付託。日程 16. 議案第 47 号 令和 4 年度斑鳩町国民健康保険事

業特別会計補正予算（第3号）については、厚生常任委員会に付託。日程17．議案第48号 令和4年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についても、厚生常任委員会に付託。日程18．議案第49号 令和4年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第2号）については、建設水道常任委員会に付託。日程19．議案第50号 令和4年度斑鳩町下水道事業会計補正予算（第1号）については、建設水道常任委員会に付託。

日程20．同意第11号 斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについては、人事案件でございますので、慣例により、委員会付託を省略し、初日に諮ることとします。

次に、日程21．報告第19号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）から日程25．報告第23号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）について）までの5件の報告については報告案件ですので、これまでの例により、本会議初日に報告を受けることにしたいと思います。

本会議初日に提出される予定の議案につきましては、以上のとおりでございます。ここまで確認しましたとおり付議議案の取り扱いをしたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

議長には、ただいま確認しましたとおり、付議議案の取り扱いをしていただきますよう、お願いします。

なお、初日にお諮りする発議第7号及び同意第11号について、討論の有無は初日の全員協議会でご確認いただくこととなりますが、もし討論となった場合、本会議における討論につきましては、これまでの例により、賛否の討論者をそれぞれ1名ずつとすることで確認しておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

賛否の討論は、各1名ずつということで、確認をしておきます。

ここで、事務局より12月議会の新型コロナウイルス感染症予防対策について相談があるとのことですので発言を許可します。 佐谷議会事務局長。

議会事務  
局長

おはようございます。それでは、12月議会の新型コロナウイルス感染症予防対策についてご相談申しあげます。

新型コロナウイルス感染者数は全国的に増加傾向で、専門家からは第8波への注意を促す声も多い状況です。このことから、1点目、議場における新型コロナウイルス感染防止対策について、議員席、傍聴席及び議場の扉、理事者の出席につきまして、9月議会と同様の対応とさせていただくかどうかをご協議いただきたいと考えております。2点目でございます。本会議における町長の提出議案説明朗読の一部省略についてです。9月議会と同様に、会議時間短縮のために12月議会についても、事前に配布される文書をあらかじめ読んでいただき、本会議での朗読については説明部分を省略される議事運営について、12月議会も同様に行うかご協議をお願いいたします。

どうぞ、委員長におかれましては、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

委員長

ただいま事務局より、12月議会の新型コロナウイルス感染症予防対策について事務局から相談がありましたが、これについて質疑、意見があればお受けします。 嶋田委員。

嶋田委員

またコロナの関係も増えつつある状況の中では、9月議会と同様にしてはどうかと思います。

委員長

ほかにございませんか。

( な し )

委員長

そうしましたら、今、嶋田委員からご意見がありましたように、9月議会

と同様の対応をするということで、事務局の提案どおりということによろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長

それでは、12月議会の新型コロナウイルス感染症予防対策については、議員席、傍聴席及び議場の扉、理事者の出席については9月議会と同様の対応とする。また、本会議における町長の提出議案説明朗読についても9月議会と同様に一部省略とすることにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

以上で、(1) 令和4年第5回斑鳩町議会定例会についてを終わります。

次に、(2) 要望書等の取扱いについてを議題とします。

これまでに2件の陳情書等をお受けしております。この取り扱いについてご協議いただきたいと思います。

はじめに、この文書を受けた経緯などについて、簡単に事務局から説明をお願いします。佐谷議会事務局長。

議会事務  
局長

それでは、これまでに提出を受けました2件の要望書等につきまして、提出を受けた経緯などをご報告させていただきます。

1点目、「学校教材(備品)の計画的な整備推進についてのお願い」については、一般社団法人 日本教材備品協会会長から郵送されてきたもので、10月20日に受け付けました。内容としては、教材整備指針に基づき、学校教材の安定的かつ計画的な整備を、首長と教育委員会が協議・調整いただき、より一層推進いただきますようお願いいたします、というものでございます。9月21日の議会運営委員会でご審議いただきました、理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願いについては理科教育環境整備向上のため、積極的な予算措置を求めるものであり、毎年郵送されていますが、本要望と同じ内容のものは、過去に一度、令和元年10月に届いております。なお、

その時は配布にとどめております。教育委員会事務局に確認いたしましたところ、こちらの文書は届いておりませんが、教材備品について、必要に応じて予算計上をしているとのことでございます。

2点目でございます。要介護1、2の人の生活援助等の介護保険給付を市町村の総合事業に移行することについての意見書提出に関する要望書については、11月9日に、公益社団法人 認知症の人と家族の会、奈良県支部の米田千代子さまが来庁され、受け取ったものでございます。陳情書の趣旨は、社会保障審議会介護保険部会で介護保険制度の根幹にかかわる改正案が提案されており、なかでも「要介護1、2の人の生活援助等を介護保険制度の給付対象から外し、市町村の支援事業に移行する」という提案は、介護保険制度の根幹にかかわる制度の変更である。受け皿となる市町村の基盤整備も進んでいない中で強行することは、自治体の財政上の負担も軽視できないことから、このような提案の取り下げを求める意見書を、国および国会に提出されたいとのことでございます。

以上、簡単ではございますが、要望書を受けた経緯のご報告をさせていただきます。

委員長 ただいま議会事務局長から説明がありましたが、この取り扱いについて、委員皆様のご意見をお聞きしたいと思います。

2件の要望書にきましては、事前に配布させていただいておりますので、このまま進めさせてもらってよろしいですか。

( 異議なし )

委員長 それでは、これらの要望書の取り扱いについて、ひとつずつご意見をお聞きしたいと思います。

まず1点目の「学校教材(備品)の計画的な整備推進についてのお願い」について、委員皆様のご意見をお受けします。 嶋田委員。

嶋田委員 学校教材、これについてのお願いであって、意見書を出してくれとかそういうことではないので、各議員に配布して周知していただくということはどう



かなとは思いますが。

委員長 ほかにございませんか。 奥村委員。

奥村委員 教育委員会としても必要であればその都度補充されているということでございますので、配布でいいかと思えます。

委員長 今、お二人の委員さんから配布でいいのではないかというご意見をいただきましたが、ほかの委員さんもそれでよろしいですか。

( 異議なし )

委員長 ただいま議題となっております「学校教材(備品)の計画的な整備推進についてのお願い」については、各議員に配布にとどめるということで確認しておきます。

それでは、2点目、「要介護1、2の人の生活援助等の介護保険給付を市町村の総合事業に移行することについての意見書提出に関する要望書」について、委員皆様のご意見をお受けします。 嶋田委員。

嶋田委員 よくわからないんですけど、これ意見書提出のお願いと、裏面を見ますと署名してくれというふうなことになってますので、これどうかなあ、各議員の配布して署名される方はされていいと思えますし、されない方はまたそれはそれでいいのではないかと思いますんで、ただし署名されて、町議会として送るのか、議員個人で、署名した場合は送るのか、そこらへんはちょっと考えていかなあかなとは思いますが、これも議員に配布にとどめてはどうかなと。議員さんの中で、厚生常任委員会で提案される方は提案されていいのではないかなとは思いますが。

委員長 ただ今、議員配布にとどめてはというご意見だったと思えますけども、ほかにございませんか。 奥村委員。

奥村委員　この要望書の内容を読み込ませていただくと、かなり自治体に対する、要介護1，2の人を総合事業に移行するという事で、自治体の財政上の負担がかなりこれから増えてくるのではないかなということと、ケアプランの有料化とかの提案もあるようですけど、個人に対しての負担が増えてくるのではないかなと思ひまして、委員会付託していただきたいと思ひます。

委員長　ただ今、奥村委員からは、委員会付託して審議してはどうかということでご意見いただきましたが、ほかの委員さんいかがでしょうか。

齋藤委員。

齋藤委員　私も嶋田委員と同じように、ここに署名もありますので、個人、署名する方は署名して厚生大臣のほうに送ったらいのじゃないかなと思ひますので、議員配布でいいと思ひます。

委員長　署名がついてますので、署名をされる方はされたらいいと思ひますけど、陳情の趣旨としては、意見書を提出してほしいということなので、もし意見書を提出するということになると、いつも雛形みたいな形でつけてきはりますけど、ついてないんで、別でつくるということになろうかと思ひますけども。それはまたどうされるかは、ここで決める必要はありませんけども。趣旨としては意見書を提出してほしいということですね。　齋藤委員。

齋藤委員　私は配布でいいと思ひます。

委員長　ほかの委員さんはいかがですか。　大森委員。

大森委員　嶋田委員、齋藤委員と同様で配布でいいと思っております。

委員長　坂口委員。

坂口委員　私は奥村委員が言われるように、署名は別にして、意見書の提出については委員会付託して審議してもらったらいふうに思ひます。

委員長 溝部委員。

溝部委員 私も委員会付託していただければと思います。

委員長 今、それぞれ3名ずつ配布と付託で分かれていますけども、私の意見を言わせてもらおうと、書いているように、介護保険の根幹にかかわってくるものですんで、私も厚生常任委員会に付託して審議していただくのがいいのかなと思いますが、意見分かれてましたけど、最終的に私の意見でいうとそういうことなんですけど、それでまとめさせてもらってもいいですか。

( 異議なし )

委員長 そしたら確認させていただきますけども、2点目の「要介護1、2の人の生活援助等の介護保険給付を市町村の総合事業に移行することについての意見書提出に関する要望書」については、厚生常任委員会に付託をすることによって、確認させていただいてよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長 なお、お配りしております議事日程には入っておりませんので、議案として追加します。

(2) 要望書等の取扱いについては、以上で終わらせていただきます。  
総務部長から他に報告等しておくことはありますか。

( な し )

委員長 総務部長には、他の公務もありますので、ここで退席していただくこととします。どうもお疲れさまでした。

暫時休憩します。

( 午前9時20分 休憩 )

( 午前9時21分 再開 )

委員長

再開します。

次に、(3)今年度の検討事項についてを議題とします。

①改正個人情報保護法施行に伴う斑鳩町議会の個人情報保護の対応についてを議題とします。

資料1を事前に配布しておりますが、事務局より説明してください。

佐谷議会事務局長

議会事務  
局長

それでは、改正個人情報保護法施行に伴う斑鳩町議会の個人情報保護の対応について説明申しあげます。

先日レターケースに事前配布しております資料1「斑鳩町議会の個人情報の保護に関する条例(案)」は、9月の委員会でご協議いただき、斑鳩町議会での方針が決定された3つの事項や、本条例にも関わる町で新たに制定される「斑鳩町個人情報の保護に関する法律施行条例(案)」や「斑鳩町個人情報保護審査会条例(案)」等の内容を反映した内容です。9月に協議いただいた3つの項目、①開示請求に係る手数料を「なし」、実費負担は「あり」とすることについては第30条で、②審査請求があったとき等に斑鳩町個人情報保護審査会に諮問することについては第45条で、③罰則規定を設けることについては、第53条から第57条で定めております。

本日、条例の最終案を協議いただき、固まりましたならば、この後、地方検察庁との協議を行います。協議に要する期間等は通常2か月程度とされておりますので、2月の委員会までには協議を終え、3月議会に委員会発議または議員発議で上程していただく予定でございます。

なお12月の委員会では、スケジュールどおり、「個人情報の保護に関する条例施行規程」の検討をお願いしたいと考えております。

前回、全国町村議会議長会より送付された(例)を資料として配布しておりますが、次回委員会での規程(案)を、ご協議いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長 ただいま、事務局から説明がありましたが、この条例（案）について、ご意見等があれば、お受けいたします。 斎藤委員。

斎藤委員 今まで、議運で検討してきました内容が反映されておりますので、この案でいいと思います。

委員長 ほかにございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員 私もこの案でいいと思うんですが、専門的すぎて途中からちょっとしんどなってきたと、そう思っていますけれども、先ほど事務局長の説明にありました、前回の審議内容入っていますんで、これで結構かとは思っています。

委員長 ほかにございませんか。

（ な し ）

委員長 そうしましたらこの条例案のとおりで、進めさせていただこうと思いますけれども、私のほうで、この間これを基に審議をしてきたんですけれども、党のほうとして引っかかる点があって、内容というのが匿名加工情報を第三者、企業に提出して利用いただくというような内容が法律にあるんです。そのことがそのまま条例に反映をされていたら問題だなというふうに思っていました。事務局を確認するとその取扱いについては除外しているということです。ただ、気になりますので、再度、私の党に確認をしてから最終的に態度決めたいと思っております。審査についてはこの内容で進めていただくということですが、最終的な発議がひよっとしたら委員会発議ではなく議員発議をお願いすることになるかもしれませんので、今の段階でそれだけ委員皆さんにお願いをしておきたいと思うんです。まだわかりませんが。

条例案につきましては、そうしましたらこの案の通り進めるということでご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

では、本条例（案）の内容で検察庁との協議を進めるということで、確認しておきます。また、次回の委員会では、個人情報の保護に関する条例施行規程について協議いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

①改正個人情報保護法施行に伴う斑鳩町議会の個人情報保護の対応については、これで終わります。

次に、②動議の取り扱いについてを議題とします。

9月の委員会では、「さまざまな動議の流れ」について確認をしました。

今回は、動議のなかでも頻度が高い「修正動議」について、詳しく確認をさせていただきます。本日、資料2を配布しておりますので、事務局から説明してください。 佐谷議会事務局長。

議会事務  
局長

資料2、修正動議についてをご覧ください。まず、1. 斑鳩町議会会議規則での規定のなかで関係項目の抜粋をしています。本会議で修正動議は第17条で、委員会での修正動議は第69条で定められております。

次に、2. 修正動議（本会議）の主な流れです。①修正動議の提出についてですが、2人以上の方が発議者となり、修正案を備えて提出します。その書式をこちらのほうに表しております。裏面に移っていただきます、②本会議での審議についてです。まず、委員長から可決すべきものと決しているとの報告のあと、議長が修正動議の提出を宣告し、提出者の説明をします。その後、修正案に対する質疑をお受けします。次に、討論を行います。修正案と原案は一括議題ですので、一括して討論を行うことになります。討論の順序は、①が原案賛成者、②は原案および修正案どちらにも反対者、③は原案賛成者、④は修正案賛成者の順になります。なお討論③の2回目の原案賛成者については、同じ内容となることもありますので、ないこともあります。

続いて、表決についてです。表決は議会会議規則の第88条で表決の順序について定められています。議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。修正案がすべて否決されたときは、原案について表決を採る、と定められています。採決①では、まず修正案について採決を行います。次に、資料の左下の修正案が可決された場合です、その

時には修正議決した部分を除く原案について採決②を行います。一方、右下の修正案が否決された場合には、原案について採決③を行います。こちらが本会議での審議となっております、こちらにつきましては今年3月の議案の時と同じ流れでございます。

それでは、ページを移りまして、3. 修正動議(委員会)の主な流れです。こちらについては、斑鳩町議会で修正動議を委員会でされたという実績がございません。こちらについてまず①修正動議の提出です。案をあらかじめ、委員長に提出しなければなりません。なお、本会議とは異なり、委員会における動議には賛成者は1人で大丈夫で、賛成者は必要とされていません。

②委員会での審議の流れです。まず、対象案件を議題とすることを、委員長が宣告します。そして、議案提出者、これは町職員でございますけれども、による提出議案の説明があり、それに対する質疑を行います。そのあと、修正動議の提出を委員長が宣告します。そして、動議を提出した町議会議員のよる、修正動議の提案説明があり、それに対する質疑を行います。

そのあとの討論の順序は、①原案賛成者、②原案および修正案どちらにも反対者、③原案賛成者、④修正案賛成・原案反対者の順になります。これは本会議と同じです。なお討論③の2回目の原案賛成者については、こちらもない場合もございます。次に、表決についてです。採決①では、まず修正案について採決を行い、可決の場合はそのあとに修正案を除く原案について採決を行います。また、修正案が否決された場合は、採決②原案について採決を行います。こちらの流れにつきましては、本会議とよく似ております。

次に、一番下の③でございます、本会議での委員長報告および採決についてです。委員会で出された動議が、委員会で可決すべきと決した場合は、本会議の委員長報告で報告され、委員会の修正案として採決されるということになりますので、非常に大きな影響力を持つものになります。一方、修正案が否決された場合には、原案について採決するとなっております。

このように委員会で修正動議が可決・否決、その審議結果によりまして、本会議の審議が大きく変わるようになります。このどのように変わるかということにつきましては、12月15日の議会運営委員会でまたご説明させていただいて、確認していただきたいと考えております。

以上、資料2 修正動議についての説明でございます。

委員長 ただいま、事務局から説明があったことについて、質疑等があれば、お受けします。 斎藤委員。

斎藤委員 わからないので教えてもらいたいんですけど、2ページ目の討論③（原案に賛成）ない場合もあるとありますけども、これどういう意味なんですか。

委員長 佐谷議会事務局長。

議会事務局長 討論というのは相反する意見を交互にするという議会の前提がございまして、ですので、まず原案に賛成の意見があったら、次はそうではない対極の原案にも修正案にもどちらも反対というのがあります。その次にはできればですね、もう1回こちらの対極にある原案に賛成の意見を言っていたらというのが原則でございます。それが終わったら、次は修正案には賛成やけれども原案には反対というまた違うご意見を言っていたらという、シーソーのようなそういう関係があるんです、ですので、このような原則、賛成、反対、賛成、反対というような駆け引きがあつて審議が進んでいくという原則があるんですけども、ただし、実際のところ、原案に賛成というご意見というのはですね、ほぼほぼ皆さん同じご意見、同じ趣旨であることが多いのでこれについては省略することができるとなっております。このため、討論③につきましては、原案に賛成の意見を求めますということで、なしであればそのままなしで、次に④の修正案に賛成、原案に反対の討論にいいということにされているということでございます。以上です。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 それでは、②動議の取り扱いについて、本日は「修正動議」について、確認をしました。

12月の委員会では「委員会での修正動議の影響」についてさらに確認を



していくということで終わっておきたいと思いますがよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長

次に、③議案の事前審査についてを議題とします。

9月の委員会では、資料にもとづき町議会で確認が必要と思われる事項について3つあることを確認し、本委員会では、ひとつ目の、閉会中の委員会等で行ってもよい「確認のための質疑」の範囲についてご協議いただきます。

本日、資料3を配布しておりますので、事務局から説明してください。

佐谷議会事務局長。

議会事務  
局長

お手元の資料3「町議会における議案の事前審査について」をご覧ください。本日は、閉会中の委員会等で行ってもよい「確認のための質疑」の範囲について、協議いただきたいと思います。

次期定例会に提出予定の案件にかかる資料を配布後、本会議で上程されるまでの間は、当該事案を審査できないという原則がございます。このため、閉会中の委員会等では提出予定案件にかかる質疑ができないことが原則であります。しかし、「確認のための質疑」はできるとされています。

事前審査にはあたらない「確認のための質疑」とはどの範囲なのか、本日は、資料に典型的な例をお示ししております。これらも含めまして、ご協議いただければと思います。

以上、資料3のご説明とさせていただきます。

委員長

説明が終わりました。それでは、資料も活用しながら、委員皆様のご意見をお受けしたいと思います。

事例ということで、より具体的にわかった方がいいかなということで、事務局のほうで参考としていくつか事例をあげていただいておりますけども、なかなかこのとおりに委員会の中で、きちっと判断ができるかというところも難しいところもありますし、これ以外のところでも判断が求められる場合もあると思いますので、取扱いをどうしていくのかということについて、非常に難しい問題ではありますけども、これまでは委員長が判断をされるということ

で行ってきてます。これについて事前審査にあたるのかということで、今回テーマとしてあげていますが、それも今回検討したうえで、どのように今後していくのか、ということですね。皆さんのご意見お伺いしたいと思うんですけども。 嶋田委員。

嶋田委員 この事例のところですけども、なんか読んでいくと事前審査にあたるのではないかなと、僕自身は思うわけなんです。そやから難しいといたら難しいことですけどもね。

委員長 斎藤委員。

斎藤委員 例の①これはどういう意味ですか、っていうのは、これはあたらないのかなと思うけども、あと、影響人数はというのは事前審査にあたるのかなとは思ったりもするんですけども、これはこの委員会で検討結果って書いてますけども、これはあたりません、あたりますと結論づけて構わないんですか。

委員長 まあ、そういうふうにするべきやっていうご意見でしたら、それも含めて検討しますが、そうではなくて事例として出していただいて、これはだから例えば②のところは事前審査にあたるんじゃないかということでしたら、これ局長当たらないという根拠は。 佐谷議会事務局長。

議会事務局長 こちらも全国議長会のほうにご相談申しあげているんですけども、確認のための質疑がどの範囲かということは、各議会で判断されるべきものであるというふうにお聞きしております。本日、この事例をあげさせていただいておりますが、すべて当町のここ2年ぐらいの委員会の質疑の中でピックアップさせていただいておりますので、これは実際に斑鳩町議会でされている質疑であるとお考えいただきまして、より身近なものとしてお考えいただければと思います。以上でございます。

委員長 ですからここにあげているのがいいとか悪いとかいうことではなくて、実際に質疑があったやつをピックアップしていただいて、身近な問題として

検討の参考にしていただければということで事務局であげていただいたということなんで、だからこれでもってそうだったそうじゃないというんじゃないって、あくまでも過去にあった、こういう質疑がありましたよと。それに対してこの場でこれがそうなのかそうじゃないのかということをしてはするつもりはないんですけども、これを参考にどう考えていくべきなのかということで、答えていただければいいかなと。 斎藤委員。

斎藤委員 ちょっと意味わからない。先ほど局長が影響人数はっていう質疑があったと言われましたけども、私も委員会に出ていて、そんな事前審査のあったような記憶がないんですけども、実際あったんですかね。

委員長 佐谷議会事務局長。

議会事務局長 はい、このような質疑は行われております。

委員長 直近がどうかはわかりませんが、斎藤委員が議会に来られて以降のことなのか、それ以前のことなのかわからないということですね。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 以前は、閉会中の委員会に次期予定議案の、こういう議案が提出されますよということが報告されていまして、それに対してある程度意見は言えたように思うんですけども、「懇談会」という名目で次期予定議案の説明を受けるだけ、簡単な説明を受けるだけのものであれば、閉会中の委員会で質問すること自身無理があるのではないかなと、担当課に直接行って聞く分については別に構わないと思うんですけども。閉会中の委員会でそういう質問をすること自身が僕は事前審査にあたるのではないかなと思います。それが斑鳩町議会としての共通の認識かどうかは別にしてね、僕自身はそう思ってますんでね、これ、町議会として共通の認識を持つのかどうかそこらへん、まず決めていただいたほうがいいのではないかなと思いますけどもね。

委員長

暫時休憩いたします。

( 午前 9時45分 休憩 )

( 午前10時04分 再開 )

委員長

再開します。

休憩中に委員皆さんからいろいろ意見いただきました。やはり定例会で議案として提出される案件について、閉会中にそれにかかわる報告を受ける際に、報告を受けて質疑をすることが事前審査にあたるのではないかということなので、今後、それについては各常任委員会の打合せの段階で、報告いただく案件が次期定例会の議案にかかわると分かったときは、閉会中の委員会で報告を受けてもそれはその場で質疑を受けるのではなく、次期定例会として議案として上程されたのちに質疑をしていただくということで、今後整理をしていこうかなと思いますが、今日はそれでまとめてしまうのではなくて、一応今後の方向性として、皆さんからいただいた意見でまとめていこうとすると、そういう形になるかなと思いますが、またそれは次回以降の委員会で改めて検討させていただくということで、今日はこれで終わっておこうと思いますけども、よろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長

それでは、②議案の事前審査については、これで終わっておきます。

12月の委員会では以前お示したスケジュールにもとづき、今回の件もあわせて「予算上程時の一般質問」について確認をしていくということで終わります。次回は2つあります。

それでは、次に、④欠席議員のオンライン出席についてを議題としますけども、暫時休憩いたします。

委員長

( 午前10時06分 休憩 )

( 午前10時20分 再開 )

委員長

再開します。

それでは、先ほどに続きまして、④欠席議員のオンライン出席についてを議題とします。

このことについて、溝部委員から資料をお預かりし、本日配布しておりますので、溝部委員から説明をお願いします。 溝部委員。

溝部委員

今回は、前回いろいろとご質問いただきましたので、お答えを用意いたしましたけれども、この欠席委員のオンライン委員会の勉強ということについては、第1回目の時にご確認させていただいたように、斑鳩町の議会として、今後どのような形をとっていくのか結論を出すということではなくて、国や地方の流れを勉強していくことで、今後オンライン委員会を導入する際には、少しでも参考になろうかということであったかと思っておりますので、ご確認をよろしくをお願いします。

前回でていた質問のひとつ目として、オンライン会議については不測の事態が起こった時の対応として勉強・調査していることですが、先進地の取手市では、常時オンライン会議ができるようにしているのかというご質問がありましたが、これは常にオンライン会議ができるように用意をされているということでした。しかし、基本的には委員会室に参集して委員会を行うということが基本であるということがございます。その中で、どういう場面でオンライン会議ができるか、オンライン出席ができるかということですが、それは不測の事態が起こった時ということで、やはり災害であるとか、今回のコロナの感染拡大が起こったときということがございます。それ以外にも妊娠や出産や介護、そういった理由などでも、オンライン出席が可能というふうにされていますので、その場合に事前に委員長の許可をもらって出席するということになっています。そちらの資料が資料の4-1から2, 3というふうに条例を改正されて、そういった仕組みにされていますので、またそれは参考に読んでいただけたらと思います。

ほかの質問で実際にオンライン会議をやっている場面のイメージについてですが、こちらに動画で流せばよかったんですけども、機器がないので、取手市が公開している動画を写真で撮って議会事務局で用意していただいて、資料4-4としてお配りをさせていただいています。現在のご質

問の中に1名だけがオンラインで出席する場合と、複数名がオンラインで出席する場合で、やり方が変わるのかというご質問がありましたが、方法としては同じ方法です。写真では少しわかりにくいかと思うんですけども、この写真の中で一番左上は事務局の写真が写っていて、その隣が事務局、その隣が事務局長、でやってらして、委員長もこの委員会室にいてはるんじゃないかなと思います。その下、2段目、3段目はご自宅という形ではないかなと想像されるんですけども、となると、ご自宅で1人いらっしやって、あとは委員会室というふうなことが想像されるということでもありますので、そのやり方が1人でもそして複数でもやり方は変わらないとふうなことでございます。ちょっとこの写真だけだとイメージがわかりにくいんですけども、インターネット等で取手市オンライン委員会と検索すれば、ユーチューブなんかでその様子が見れると思いますので、各自ご覧いただければというふうに思います。前回、サイドボックスなどのシステムの話もありましたが、それは機器とかハード面のことになりますので、このオンライン委員会の流れを勉強するにはすごく含みづらいものかなと考えましたので、説明は割愛させてください。また今後そういったものが必要になれば、議論すればよいかなというふうに思います。

以上、前回のご質問における回答ということでございますけれども、一通り細かな流れを勉強したということで、いったん今回でこの勉強は終了しようと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員長            ありがとうございます。

                    ただいま説明がありましたことについて、質疑・ご意見があればお受けしたいと思います。    斎藤委員。

斎藤委員            このユーチューブの写真の真ん中の段の右のほうの2つはなんか後ろの風景が橋だとか川が写ってますけども、これは家の外でやっているというイメージですかね。

委員長            溝部委員。

溝部委員 これはZOOMというアプリを使っているわけなんですけど、背景をこの中で変えることができるんです、好きな背景というか、背景をぼかしたりすることもできますし、なにか自分の好きな背景に変えるということができ、そういったサービスがあります。

委員長 外で撮っているわけではない。 斎藤委員。

斎藤委員 ここに肩書、名前が出てますけれども、これはやはりZOOMでできる、こういうふうに。

溝部委員 できます。

委員長 ZOOMだけだったら無理ですよ。別のソフトで名前表記はできると思います。ZOOMはただ映すだけだと思いますんで。

ほかにございませんか。

このテーマですね、先ほど溝部委員もおっしゃいましたように、勉強を中心にするということで、取り上げていろいろ提案者の溝部委員のほうから資料提供もいただきながら、勉強してきましたけども、一応皆さんのご質問にもお答えして、一区切りということで、特に今後どうするとか、これ以上何か聞きたいということがなければ、ここで終わっておこうかなということですけども、それに対してはよろしいですか。

( 異議なし )

委員長 そうしましたら、この間欠席委員のオンライン出席について勉強してきましたけども、これについては一通り勉強したということで、このテーマについては今日で終わっておこうと思いますが、よろしいですか。

( 異議なし )

委員長 1. 協議事項については、以上で終わります。

次に、2. その他について、各委員から質疑、ご意見等があれば、お受けします。 坂口委員。

坂口委員 この度は私事ですが、今月28日から12月15日まで入院せなあかんということになりましたので、議会のほう欠席させていただきたいと思えます。急なことで申し訳ないんですが、よろしく願いいたします、

委員長 ただいま、坂口委員より、11月28日から12月15日まで病気療養のため、欠席予定とのお話がありました。

そして、このことに関連して、発議第7号ですね、こちらは坂口議員も発議者になっていただく予定ですが、発議当日の12月1日が欠席予定となります。このことについて全国議長会に事務局から問い合わせさせていただきましたが、これの判断については諸説あるということですが、各議会で判断をしてくださいというご回答とのことでした。それで、発議当日に坂口委員は欠席されていますけども、発議者になることについて、皆さんのご意見をお伺いしたいと思うんです。ルール上はいろいろ所説あるけれども、だめだということではないですけども、それぞれの議会で判断をされているようなので、斑鳩町議会としてはどう判断するのかということですが、

いかがでしょうか。 斎藤委員。

斎藤委員 私は問題ないと思えます。

委員長 ほかの委員さんいかがですか。 大森委員。

大森委員 逆に問題あるんですか。問題はないんですよね、ないのなら別段。

委員長 発議する当日、発議者がいないというのがどうなのかということで疑問を持たれる方がいるのかもしれないですけど、そこだけですね。

ただまあ、発議者として署名して、発議をするのは本会議で提案するのは1日になりますけど、書面上は事前に手続きができますので、その段階で発議者になっていけば、当日は欠席されていても発議者になるということで問



題はないのかなと思いますけど、それは各議会で判断してくださいということなので、皆さんが問題なければ問題ないということで結論を出せますけども、いやいやそれはまずいっていうご意見があるんでしたら、それも加味したうえで結論を出さないといけないかなと思いますけども。

齋藤委員は特に問題はないんじゃないかと。 嶋田委員。

嶋田委員 署名は事前にされておられるということですので、議案書に直筆署名がいる場合には具合悪いとは思いますが、事前の署名されておられますので、別段いいのではないかなと思います。

委員長 暫時休憩いたします。

( 午前10時31分 休憩 )

( 午前10時34分 再開 )

委員長 再開します。

委員皆様のご意見お聞かせいただきたいと思いますが、齋藤委員は先ほど問題ないんじゃないかということでご意見いただきましたが、ほかの委員さんいかがでしょうか。 奥村委員。

奥村委員 議会全員の了解を得れば問題ないと思います。

委員長 ほかの委員さんもそれでよろしいですか。

( 異議なし )

委員長 特に問題があるというご意見がなければ、確認させていただいて全員協議会で報告させていただいて、特に問題がなければ、斑鳩町議会全員が了解をしたということで、手続きを進めさせていただこうと思いますけども、それでよろしいですか。

( 異議なし )

委員長 そうしましたらこの件については、議会運営委員会として全員で了承したということで、初日の全員協議会で報告させていただいて、特にご意見がなければ、そのように手続きを進めさせていただこうと思います  
他にございませんか。

( な し )

委員長 議長から、何かございませんか。

( な し )

委員長 事務局から、何かございませんか。

( な し )

委員長 それでは、これをもって、その他については終わります。  
以上をもちまして、本日予定しておりました案件は全て終了しました。  
なお、本日の委員長報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。  
それでは、これをもって本日の議会運営委員会を閉会します。  
おつかれさまでした。

( 午前10時36分 閉会 )